

施策分析シート（令和5年度）

No1

施策名	小児医療の充実	施策No	03-06	部課名	健康部生活衛生課
				課長名	大森 内線 437
関連部課名	健康部健康推進課、保健予防課				
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市		
	政策	03	子育てしやすいまちの形成		

目的 小児初期救急医療体制を確保し、病状が急変しやすい子どもの医療の充実を図る。医療支援が必要な児童に対する医療費の給付等により、家庭の負担軽減を図るとともに、児童の健全育成・自立の促進を図る。

指	幸福実感指標名	指標の推移			指標に関する質問文
		2年度	3年度	4年度	
①	子育て・教育環境の充実	—	3.57	3.54	お住まいの地域における子育て・教育に関する事業・サービス・施設などが充実していると思いますか？
②					
③					
④					

標	施策の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		2年度	3年度	4年度	5年度見込み	目標値(8年度)	
①	平日準夜間小児初期救急医療受診者数（人）	1.2	2.0	3.2	3.7	—	1日あたりの平均受診者数
②	小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数（人）	134	126	128	129	—	5年度見込みは2～4年度の平均
③							
④							
⑤							

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	3年度	4年度	差額	勘定科目	3年度	4年度	差額
	行政費用	給与関係費	13,893	9,968	▲ 3,925	地方税等	0	0
物件費		25,477	25,332	▲ 145	国庫支出金	21,948	26,397	4,449
維持補修費		0	0	0	都支出金	4,597	6,889	2,292
扶助費		50,040	53,472	3,432	分担金及び負担金	4,325	4,559	234
補助費等		3,209	1,363	▲ 1,846	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費		0	0	0	その他	1	0	▲ 1
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)	30,871	37,845	6,974
賞与・退職給与引当金繰入額		3,004	656	▲ 2,348	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 64,752	▲ 52,946	11,806
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)		95,623	90,791	▲ 4,832	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 64,752	▲ 52,946	11,806
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 64,752	▲ 52,946	11,806

貸借対照表	勘定科目	3年度	4年度	差額	勘定科目	3年度	4年度	差額
	流動資産	収入未済	0	0	0	流動負債	647	434
不納欠損引当金		0	0	0	還付未済金	0	0	0
その他の流動資産		0	0	0	特別区債	0	0	0
固定資産	有形固定資産	0	0	0	賞与引当金	647	434	▲ 213
	土地	0	0	0	その他の流動負債	0	0	0
	建物	0	0	0	固定負債	6,430	3,965	▲ 2,465
	建物減価償却累計額	0	0	0	特別区債	0	0	0
	工作物等	0	0	0	退職給与引当金	6,430	3,965	▲ 2,465
	工作物等減価償却累計額	0	0	0	その他の固定負債	0	0	0
	無形固定資産	0	0	0	負債の部合計	7,077	4,399	▲ 2,678
	建設仮勘定	0	0	0	正味財産	▲ 7,077	▲ 4,399	2,678
	その他の固定資産	0	0	0	正味財産の部合計	▲ 7,077	▲ 4,399	2,678
	資産の部合計	0	0	0	負債及び正味財産の部合計	0	0	0

財務諸表に関する特措事項等

○行政費用について、令和2年度から小児慢性特定疾病医療給付事業が都から区に移管され、医療給付等に係る扶助費が全体の58.9%を占める。次に準夜間小児救急医療事業の委託料を含む物件費が全体の27.9%を占める。
 ○扶助費の増は医療費給付件数の増に伴うもの、行政収入の国庫支出金及び都支出金の増については、未熟児養育医療給付に伴う負担金の前年度分精算に伴う追加交付受入れによるものである。
 ○令和3年度における行政収入のその他1千円は、育成医療給付事業における診療報酬の返還金である。

施策の現状・課題・今後の方向性

現状	<p>○平日（月～金）の19時～22時まで（準夜間の3時間）、荒川区医師会館内にて小児科専門医による診療を実施し、病院等が休診の際にも、すぐに対応できる体制を整えている。</p> <p>○令和2年7月の区立児童相談所設置に伴い、小児慢性特定疾病対策事業が都から区に移管されている。</p>
課題	<p>○小児救急医療体制の整備により確実な医療体制を確保し、安心して子育てができる環境づくりを進める必要がある。</p> <p>○小児慢性特定疾病医療費助成の受給者は、20歳を迎えたときに難病制度に移行するため、円滑に制度移行できるよう支援していく必要がある。</p>
今後の方向性	<p>○区民に分かりやすく、かつ、確実な小児初期救急医療体制を確立するため、利用者の意見を把握し、医師会等の関係機関と協議していく。</p> <p>○初期救急医療としての機能を分担し、二次・三次救急病院がその本来の機能を円滑に遂行できるよう、保護者や区民に対する広報を実施していく。</p> <p>○難病制度の所管である障害者福祉課への案内を丁寧に行い、事務手続きが円滑に行えるよう配慮していく。</p>

施策の分類		分類についての説明・意見等
5年度	6年度	
推進	推進	<p>次世代を担う子どもの疾病に対応し、健全育成を図るため、医療体制の充実及び医療費等の給付は重要な施策である。制度の広報に努めるとともに、保護者が利用しやすい環境を整える必要がある。</p>

施策を構成する事務事業の分類								
事務事業名	事務事業 No	行政費用（千円）		決算額（千円）		施策推進のための分類		分類についての説明・意見等
		3年度	4年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
準夜間小児初期救急医療事業費	09-01-05	26,573	26,213	24,767	24,866	推進	推進	症状が急変しやすい子どもの健康を守る事業として推進する。
小児慢性特定疾病医療費助成	09-02-24	40,420	42,247	39,046	40,837	継続	継続	令和2年7月の区立児童相談所の設置に伴い、区の事業となる。小児慢性特定疾病に罹患している児童等の療養支援及び自立促進のため必要な事業として、継続して実施する。
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	09-02-25	8,208	4,807	420	201	継続	継続	小児慢性特定疾病に罹患している児童等の日常生活を支え、自立促進のため必要な事業として、継続して実施する。
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	09-02-26	1,449	480	75	34	継続	継続	令和2年7月の区立児童相談所の設置に伴い、区の事業となる。小児慢性特定疾病に罹患している児童等の健全育成及び自立促進のため必要な事業として、継続して実施する。
妊娠高血圧症候群等医療給付事務	09-02-28	1,699	372	325	1	継続	継続	妊産婦の死亡や未熟児・心身障害児の発生原因となるなど、妊産婦・出生児に対する影響が著しく、妊産婦が早期に適切な医療を受けるために必要な事業であるため、継続して実施する。
未熟児養育医療給付	09-02-29	15,320	15,569	13,946	14,826	継続	継続	未熟児の死亡率を低下させ、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでの援助として必要な事業であるため、継続して実施する。
育成医療給付	09-03-08	1,872	1,054	1,044	340	継続	継続	身体に障がいのある児童等の自立支援を目的とする事業であるため、継続して実施する。
療育医療給付	09-03-09	82	47	0	0	継続	継続	結核り患児童の入院費用等を助成する事業であるため、継続して実施する。
合計		95,623	90,789	79,623	81,105			